

砥部町立学校評議員設置要綱

平成21年8月25日
教育委員会告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町公立学校管理規則（平成17年砥部町教育委員会規則第10号）第40条第4項の規定により学校評議員の運営等について定めるものとする。

(定数)

第2条 学校評議員の定数は、1校当たり7人以内とする。

(職務)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 学校の教育目標及び計画に関すること。
- (2) 教育活動の実施に関すること。
- (3) 学校と地域社会との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認めること。

(任期)

第4条 学校評議員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事情があると認める場合は、任期満了前に学校評議員の委嘱を解くことができる。

(報償)

第5条 学校評議員の報酬及び費用弁償は支給しない。

(運営)

第6条 学校評議員の運営は、校長の責任及び権限において行うものとする。

- 2 校長は、学校評議員に意見を求める際に、学校運営の状況等の説明を行うものとする。
- 3 校長は、学校評議員に個別に意見を求めるとともに、学校評議員が会して意見交換をするための会議（以下「学校評議員会」という。）を設け、これを主宰することができるものとする。
- 4 校長は、必要に応じ、当該学校の職員に学校評議員会の運営を補佐させることができる。

(守秘義務)

第7条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

(準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、幼稚園について準用する。この場合において、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教育委員会告示第12号)

この告示は、公表の日から施行する。